

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県公布式条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
- 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例

【解 説】

- 公布した条例の解説

総務学事課
税務課
市町村課
指導監査課
子ども家庭課
指導監査課
耕地課
会計課
警察本部
総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県公布式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百号

岡山県公布式条例の一部を改正する条例

岡山県公布式条例（昭和二十五年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「署名」を「署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名を含む。以下同じ。）」に、「附して」を「付して」に改める。

第三条第一項中「（以下「公報」という。）」を削り、同条第二項を削る。

第五条中「外」を「ほか、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百一号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の三第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百二号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第四百三十三条第一項第五号」に改め、「同項第四号の三のポスターにあっては、岡山県知事の選挙の場合に限る。」を削る。

令和7年10月7日 岡山県公報 号外

第七条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第一条の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

3 新条例第一条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百三号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

一 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第十一条

二 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）第四十三条第一項

三 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（令和七年岡山県条例第五十一号）第十三条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県条例第四百号

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成三十年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号ただし書中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五百号

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十七条の三第一項（」の下に「法第九十六条の四第一項において準用する場合及び」を加える。

第六条第二項中「第八十七条の三第七項」の下に「（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いて得た」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「同項第一号ハに定める場合に該当するとき（公告日から連続して」を加え、「」に農業の経営又は」を「以下この項において同じ。」に農業の経営若しくは」に、「者が、当該委託の解除をした場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地について」を「期間若しくは」に、「以下この項において同じ。」を設定した」を「」の存続期間若しくは残存期間が存する」に、「公告日以後における当該委託の期間と当該農地中間管理機構の存続期間と」を「これらの期間」に、「とき」を「とき又は当該期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場合に限る。」に改め、同項各号を次のように改める。

一 農地中間管理機構関連事業のうち県が行うもの イに掲げる額からロに掲げる額を差し引いて得た額

イ 当該農地中間管理機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

ロ 当該農地中間管理機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金

の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

二 農地中間管理機構関連事業のうち市町村が行うもの 当該農地中間管理機構関連事業につき県が交付する補助金の額（当該農地中間管理機構関連事業につき法第二百二十六条の規定により国が交付する補助金の額を除く。）に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ルをワとし、同号ヌ中「ル」を「ワ」に改め、同ヌを同号ヲとし、同号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、への次に次のように加える。

ト ソフトウェアを提供し、県の利用に供する業務

チ クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネット

ワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与

条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「又はスカート」を削る。

一 岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例（昭和二十九年岡山県条例第五十七号）第一条第三項

二 岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例（昭和四十五年岡山県条例第五十二号）第二
条第三項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県公布式条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部改正に鑑み、岡山県条例の公布に当たって知事が行う署名に、電子署名を含むこととする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、国政選挙に準じて岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙におけるビラの作成等の公営に係る公費負担の限度額の算定に用いる一枚当たりの単価を引き上げる等所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について

土地改良法の一部改正に鑑み、農地中間管理機構関連事業の定義に、市町村が行う当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業を加える等所要の改正を行ったものである。

◎ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

契約事務を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、長期継続契約を締結することができる契約に、ソフトウェアを提供し県の利用に供する業務等の提供を受ける契約を加える等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例について
- 警察法施行令の一部改正に伴い、警察官及び交通巡視員に対し支給する被服の品目からスカートを除いたものである。